



# 在日米軍従業員永年勤続者表彰式



目次	CONTENT
新幹部着任者紹介..... 2	米軍再編に係るグアム等への航空機の訓練移転..... 7
米軍人・軍属等による事件・事故防止のための 協力ワーキング・チーム特別会議開催..... 4	MV-22オスプレイについて（防衛大臣発言）..... 7
事件・事故防止のための米軍の対策..... 4	防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策..... 8
沖縄県在日米軍事故対応に関する合同協議会..... 5	一般競争・総合評価入札方式の勉強会について..... 10
米軍との合同図上訓練について..... 5	2012年嘉手納スペシャルオリックス大会..... 10
普天間飛行場における回転翼機の飛行状況 調査結果について..... 6	那覇防衛事務所だより..... 11
	平成24年度在日米軍従業員永年勤続者表彰式..... 12



# 任 者 紹 介

局次長 **ふじ 藤 い 井 たか 高 ふみ 文**



8月1日付けで沖縄防衛局次長に着任しました藤井です。

沖縄勤務は、昭和60年4月から同63年3月までの3年間、当時の那覇防衛施設局に勤務して以来、約24年ぶり2度目の勤務となります。24年ぶりに沖縄に赴任して懐かしく思うところも多々ある反面、この間の沖縄の発展ぶりには非常に驚かされています。

特に那覇市の新都心地区は、当時、米軍住宅「牧港住宅地区」が所在していたところであり、まさに24年前には、返還に向けて原状回復のための既存施設撤去工事等が行われておりました。

我々防衛局の任務は、申すまでもなく防衛施設の安定的使用を確保することですが、併せて、県民の皆様の負担を軽減することも重要な任務であります。

微力ではありますが、沖縄における防衛行政の拠点として防衛省と地域の皆様とを繋ぐという我が国の防衛にとって重要な役割を全うしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

総務部長 **き 木 むら 村 かず 一 お 夫**



平成23年4月に管理部長として着任し、本年9月10日付けで総務部長となりました木村です。

沖縄防衛局には既に1年半以上務めておりますが、沖縄勤務は平成16年7月から同18年7月の約2年間、当時の那覇防衛施設局施設企画課長を務めて以来、約5年ぶり2度目の勤務となります。

この5年の間、沖縄県内の状況も随分変わりましたが、当局におきましても、平成19年には防衛庁が防衛省に移行し、名称も那覇防衛施設局から沖縄防衛局となり、更に平成20年には当局が那覇市から嘉手納町へ移転するなど大きく変わっております。しかしながら、我が国の防衛政策について沖縄の皆様にご理解をいただきながら業務を遂行し、沖縄の皆様のご負担の軽減に向けて日夜取り組むという当局の使命は何ら変わるものではありません。

総務部として、これらの業務が局内各担当部署において円滑に進められるように組織面や予算面などから支えつつ、また、地域の皆様との交流などを通じ、地域に根差し、皆様から信頼される沖縄防衛局となれますよう、精一杯努めていきたいと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

企画部長 **た なか とし のり 田 中 利 則**



10月2日付けで企画部長を拝命しました田中です。沖縄防衛局での勤務は初めて、というよりも地方勤務自体が初めてで、地方協力局・旧防衛施設庁でも勤務もしたことがないので非常に新鮮な気持ちで日々の業務を遂行しております。

沖縄防衛局は地方防衛局の中でも最大の人員規模で、普天間飛行場移設問題を始めた様々な懸案が山積しているところですが、経験豊富な職員の皆様方の助力を得ながら、微力ながら職務の遂行に専心したいと考えております。

また、個人的には沖縄の特色ある文化に親しむ機会を得られることについても非常に楽しみにしております。

# 新 幹 部 着

調達部長 **たか ぎ けん じ**  
**高 木 健 司**



8月1日付けで調達部長として着任しております高木です。平成17年8月から平成19年の9月まで、那覇防衛施設局に勤務しており、今回は5年ぶり2度目の沖縄勤務となりますが、勤務地も嘉手納に変わり、懐かしいと言うよりは新しい気持ちで勤務しております。

調達部では、沖縄県内に所在する自衛隊や米軍関係の施設の建設工事について、調査、設計、監督、検査といった業務を行っており、職員は、建築、土木、電気、機械、通信の専門分野の技官が中心になっています。品質の良い施設を建設するためには、各職員が、それぞれの専門分野の能力を十分に発揮すると共に、各分野の担当がお互いに連携して相互調整を行うことが必要であると考えており、調達部職員が風通しの良い環境で働けるよう心がけています。

管理部長 **えん どう まさ し**  
**遠 藤 正 志**



本年9月の人事異動により沖縄防衛局管理部長として、着任いたしました遠藤でございます。

沖縄勤務は、初めてとなりますが、広大な青い海に囲まれ、山には緑が生い茂り、自然豊かな素晴らしい環境の中で勤務させていただいております。

当局管理部長は、我が国の平和と安全を守る基盤となる在日米軍及び自衛隊が使用する演習場、飛行場及び港湾などの防衛施設の安定的な使用を確保するため、これら施設の『取得・管理・補償等』の事務を担当しております。

先般、沖縄県内において米軍人による事件・事故が相次いで発生したことから、当局は米軍に対し、より一層の隊員の教育、綱紀粛正、再発防止の徹底等、申し入れを行ったところですが、米軍においても再発防止に向けた取り組みを行っているところです。米軍人等の事件・事故に対する実効性のある再発防止策について、米軍や関係機関とともに、一層取り組んでまいります。

沖縄県における防衛局の役割を十分に認識し、これまで培ってきた知識、経験を活用し、沖縄の基地に関する諸問題の一つ一つ確実に改善できるよう、地元の皆様のお話を耳を傾け、これらの問題解決に全力で取り組んでまいります。

名護防衛事務所長 **たい ら まさ かず**  
**平 良 眞 和**



本年8月1日付けで名護防衛事務所長を拝命しました平良です。私はこれまで調達部次長として、基地内の建設関係の業務を主としておりましたので、市町村等の行政担当者とお話をするには余りありませんでした。名護防衛事務所に来て4ヶ月になり、各行政担当者の方々とお話をさせていただき、その中で皆様の防衛行政に対する考え方も聞かせていただきました。また事務所が所在する名護市内につきましては、55区の区長さんにお会いしお話を伺いました。

防衛局をどの様に思っているのだろう、お会いいただけるだろうかと思っておりましたが、区長さん方は時間を割いてくれてお会いすることが出来ました。その際に地元に関わることを教えていただいたり、防衛局に対する考え方、基地に関わるご意見等をお話頂き誠に感謝しております。これからも名護市以北に関わることに付いて知識を得ると共に各地域に足を運びお話を伺うなどして、地域の方々にも名護防衛事務所を有意義に活用して頂けるよう努力してまいりますので、よろしくお願ひいたします。



## 「米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキング・チーム」(CWT) 特別会議開催

11月28日、外務省沖縄事務所において、「米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキング・チーム」特別会議が開催されました。

本会議は、本年8月以降に相次いで発生した米軍人による事件を踏まえ、事件の再発を防止する方策について、実務者レベルでの意見交換を行う目的で開催されたものです。

本会議には、日本側からは、外務省沖縄事務所をはじめ、沖縄防衛局、内閣府沖縄総合事務局、沖縄県警察本部、沖縄県、那覇市、沖縄市及び読谷村、米側からは在日米軍沖縄地区事務所をはじめ、在沖米四軍（陸軍、空軍、海兵隊、海軍）及び在沖米国総領事館の関係者、合計約40名が出席し、米軍から事件・事故を防止するためのホットライン<sup>\*</sup>の設置等、その取り組みの説明が行われた後、参加者により米軍の既存、また、今後導入される再発防止策の実効性の確保、米軍のリバティ制度の検証の結果やその他再発防止のための各種取り組みに関する情報の開示、綱紀粛正のための教育の強化などについて意見交換が行われました。

今後、今回の参加者のほか今回参加していない関係自治体等とも協議を重ねつつ、適切な時期に次回会議を開催することが確認されました。



※ホットライン・プログラムとは

基地外のバー、クラブ、レストランのオーナーや従業員が、外出禁止令発令中に店内で米軍兵士を見かけた場合に米軍に通報してもらうというものです。

## 事件・事故防止のための米軍の対策

### ○在日米軍による外出制限措置の取り組みについて

在日米軍司令部が10月19日から出張及び駐留に関わらず日本にいる全軍人に対して、外出制限令を発し、実施しております。

その内容としては以下のとおりとなります。

- 1 日本に駐留または出張などで一時的に滞在している全ての米国人を対象とする。
- 2 米軍施設外への外出制限は、午後11時から朝5時まで毎日施行される。
- 3 当該外出制限の時間帯には、軍人は①米軍施設内②米軍施設外であれば個人の住宅内③出張または休暇の場合は滞在先の部屋を含む宿舎内のいずれかの場所にいなければならない。

### ○那覇市における在日米軍生活指導巡回について

米軍による生活指導巡回は、週末の公務外の時間帯に米軍人が頻繁に訪れる場所で行われており、既に、これまで名護市辺野古区、金武町、沖縄市、宜野湾市及び北谷町で実施されてきておりましたが、今般、11月21日より那覇市においても開始されました。

那覇市における生活指導巡回は、在沖米四軍からの代表者4名が1組として合計3組を構成し、金曜日、土曜日及び米国の祝日の午後10時から午前5時半まで、私服にて実施することです。

この生活指導巡回は、巡回に当たる上級下士官や将校のリーダーシップによって、米軍人たちの不祥事を阻止することを目的としております。

### ○在沖米軍による飲酒規制措置の取り組みについて

在沖米四軍調整官は、12月3日、責任のある行動と地域社会との継続的で建設的な関係を強化するため、沖縄に駐留する四軍すべての兵士に新たな措置を発表しました。

その内容は次のとおりです。

- 1 毎日午後10時から午前8時まで基地内のアルコール販売は禁止する。
- 2 基地外におけるアルコール購入と飲酒を禁止する（基地外住宅は除く）。
- 3 飲酒後の基地及び基地外住宅からの外出を禁止する。血中アルコール濃度0.03%以上の兵士は基地外へ外出できない。

この規定は現行の方針に追加されるもので、更なる通知があるまで適用されます。

なお、この飲酒規制措置実施開始は平成24年12月1日からです。

また、在日米軍司令部が発令している午後11時から午前5時までの外出禁止令は引き続き有効です。

## 沖縄県在日米軍事故対応に関する合同協議会

平成16年8月、米海兵隊のヘリコプターが沖縄国際大学に墜落する事故がありました。このような沖縄における米軍事故に対しては、政府一体となった取り組みが必要であるとの考えの下、国は、在沖米軍関連事故が発生した際に関係行政機関等が行う当該事故等に係る危機管理の強化のための事務に関する必要な調整を行うことを目的として、同年10月、内閣官房に沖縄危機管理官を設置しました。更に、同年11月、外務省沖縄担当大使を議長として、那覇防衛施設局長（当時）、沖縄県警察本部長、第十一管区海上保安本部長及び内閣官房沖縄危機管理官を構成員とする「沖縄県在日米軍事故対応に関する合同協議会」が設置され、在沖米軍関連事故発生時の現場において、国として迅速な対応に係る連絡・協力体制の強化が図られるよう、これまで様々な取り組みを実施してきました。



この取り組みの一環として、平成24年11月1日、外務省沖縄事務所において、第17回沖縄県在日米軍事故対応に関する合同協議会が開催されました。

本協議会には、外務省沖縄担当大使、沖縄防衛局長、沖縄県警察本部長、第十一管区海上保安本部長、内閣官房沖縄危機管理官ほか11名が出席し、米軍との合同訓練や日米間の実務担当者協議等、今後の合同協議会の活動計画について協議が行われました。

## 米軍との合同図上訓練について

12月4日、米空軍嘉手納飛行場内の会議室において、米軍所属の航空機が提供施設・区域外に墜落し、米軍搭乗員と民間人が負傷したとの想定の下、日米関係機関の初動対応要領を確認し、点検・見直しを図るとともに、日米双方の理解と協力を深めることを目的として、米軍との合同図上訓練が行われました。

この図上訓練には、日本側から、米軍事故対応現地緊急対策チーム（ERT）、沖縄県警察本部、沖縄警察署、沖縄市消防本部、第十一管区海上保安本部の職員が、米軍側からは、在沖米空軍、陸軍、海兵隊、海軍、憲兵隊、消防隊、報道、安全、医療等の担当部署の隊員ら総勢約70名が参加しました。

参加者は、事故想定に従い、事故発生時の通報連絡、消火活動、救出救助活動、立入規制、その他一連の初動対応について、説明・質疑応答を行い、関係機関の迅速確実な対応を相互に確認するとともに、日米相互の理解と信頼を深めることが出来ました。

## 内閣官房沖縄危機管理官着任



本年8月24日に内閣官房沖縄危機管理官を拝命した田崎仁史と申します。「沖縄危機管理官」は、平成16年8月に沖縄国際大学構内で発生した米軍ヘリ墜落事故を受けて、同年10月の内閣総理大臣決定により設けられたポストであり、私で5代目となります。なお、このポストには、これまで警察庁出身者が着任しており（私もそのうちの1人です。）、沖縄県警察本部を主な勤務場所としています。

具体的な業務は、在沖米軍関連事故発生時において、政府としての現地における的確な初動体制を確保するため、沖縄防衛局、外務省沖縄事務所、沖縄県警察等の関係機関の調整、関連情報の取りまとめ等に当たること、また、平時においては、事故に備えた訓練等を行うことです。このため、沖縄防衛局の管理部とは平素から連携を図っていますし、また、有事の際に立ち上げる米軍事故対応現地緊急対策チーム（略称ERT、チーム長：沖縄危機管理官）のメンバーに沖縄防衛局の方に入っていると考えています。

ところで、沖縄危機管理官は、同時に沖縄県警、警察庁、内閣官房沖縄連絡室沖縄分室、さらには外務省のポストも兼ねており、正式な職名は100文字を超えており、日本一長い職名ではないかと思っておりますが、これは私のポストが多数の関係機関が円滑に連携していかなければ機能しないことを示していると考えています。

私やERTが現実活動しなければいけない事態が発生しないことが望ましいのはもちろんですが、危機管理という業務の性格上、起きてほしくない事態を予想して、それに対する備えを日頃から積み重ねておくことが重要です。そのためにも、引き続き沖縄防衛局関係者の皆様と緊密に意思疎通を図っていきたく思います。



# 普天間飛行場における回転翼機の飛行状況調査結果について

防衛省は、普天間飛行場周辺の住民等から、平成19年8月の「普天間飛行場に係る場周経路の再検討及び更なる可能な安全対策についての検討に関する報告書」（以下「報告書」という。）に記載されている場周経路等が守られていないとの指摘があること等を踏まえ、普天間飛行場を離発着する回転翼機の飛行状況の客観的なデータを把握するため、平成22年1月から継続的な調査を実施しております。

今年は、平成23年4月から平成24年3月までの飛行状況調査結果を取りまとめ、本年11月22日、同飛行場の回転翼機の航跡調査結果について公表いたしました。

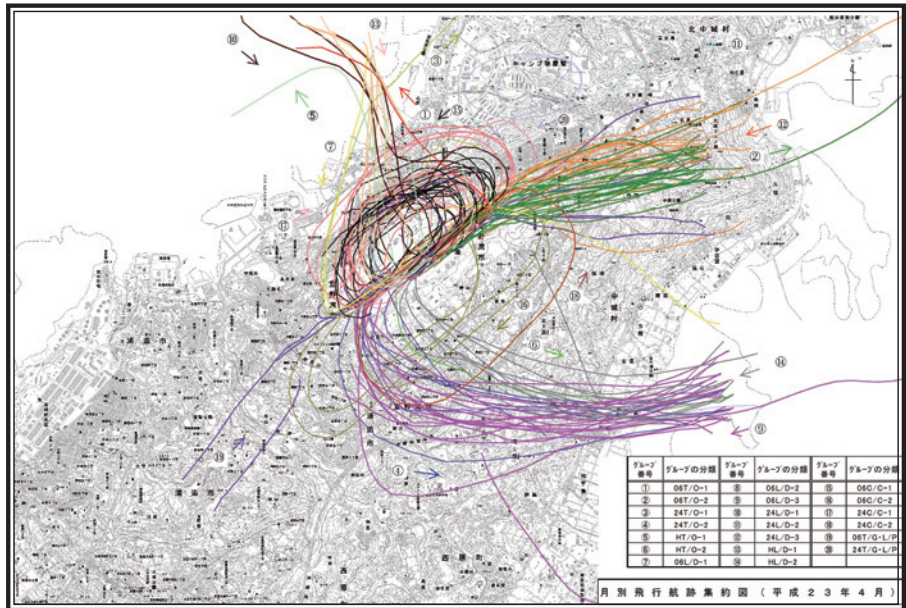
今回の調査結果を、報告書と照らし合わせたとき、全般的には、米軍ヘリは報告書に記載されている飛行経路に近づいている点も見受けられますが、報告書に記載の飛行経路と差異がある航跡も見受けられたため、防衛省から在日米軍に対して、報告書に基づく措置を引き続き確実に履行し、可能な限り報告書に記載されたものに近い経路を飛行することを求めました。

防衛省としては、日米両国で合意した普天間飛行場における安全対策が今後とも確実にとられるよう、米軍とも一層の連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えており、また、そのためにも、普天間飛行場における飛行状況調査については、継続して実施し、普天間飛行場周辺における飛行状況の客観的なデータの把握に努め、調査結果については適宜公表する予定です。

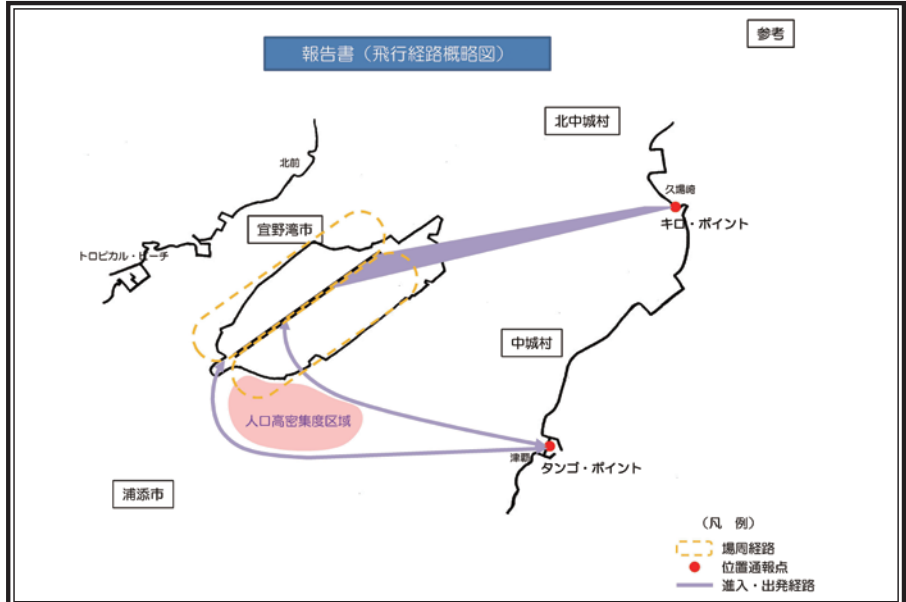
なお、公表した内容の詳細につきましては、沖縄防衛局ホームページに掲載してありますので、そちらをご覧ください。

ホームページアドレス：<http://www.mod.go.jp/rdb/okinawa/>

公表した調査結果  
(月別飛行航跡集約図) 例



公表した飛行経路概略図



## 米軍再編に係るグアム等への航空機の訓練移転

米軍再編に係るグアム等への航空機の訓練移転は、平成22年5月28日の「2+2」共同発表に基づく、嘉手納飛行場における更なる騒音軽減に資する措置であり、本年9月27日から10月25日までの29日間、嘉手納飛行場で実施予定であった岩国飛行場所属の航空機による訓練をグアム等へ移転して実施しました。(訓練規模：F A-18×20機、空中給油機×2機等、人員約600名程度)

### ○訓練移転期間中における騒音発生状況 (W E C P N L ※)

当局は、嘉手納飛行場周辺の14ヶ所で航空機騒音自動測定装置を設置して騒音測定を実施しており、下表は、そのうち最も騒音の激しい滑走路両端の訓練移転期間中における騒音の発生状況です。

訓練移転期間	騒音測定場所	
	滑走路国道側	滑走路県道側
平成24年9月25日～10月29日 <sup>注1</sup>	88.3W <sup>注2</sup>	95.7W <sup>注3</sup>
平成23年度	90.0W	91.9W
平成18年度(訓練移転開始前)	94.0W	94.2W

※ W E C P N L は、「Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level」(加重等価継続感覚騒音レベル)の略で、音響の強度(dB(A):デシベル)、頻度、継続時間、発生時間帯などの諸要素により、多数の航空機から受ける騒音の総量(総暴露量)を1日の平均として総合的に評価する基準で、ICAO(国際民間航空機構)で提案された航空機騒音の「うるささ」を表す単位のこと。

- 注：1 訓練移転期間とは、訓練移転参加戦闘機等が所属基地を出発した日から所属基地に帰還した日までの期間です。  
2 当該期間内に台風に係る機器故障による欠測が12日間あり、測定日数は23日間です。  
3 訓練移転期間中のW値が平成23年度及び平成18年度に比べて高くなっていますが、当局としては、今後とも、米側に対し配慮要請を行うなど、飛行場周辺の騒音軽減が図られるよう努力していきます。

### ○目視調査<sup>注</sup>による訓練移転期間中における外来機と考えられる航空機の1日当たりの平均離着陸等回数

訓練移転期間	戦闘機	戦闘機以外	合計
平成24年9月25日～10月29日	4.5回	13.4回	17.9回
平成23年度	13.2回	16.0回	29.2回

注：目視調査は、午前6時から午後6時まで実施している。

当局としては、これまでの国内の訓練移転に加え、グアム等への訓練移転の回数を重ね、今後とも、嘉手納飛行場周辺の騒音軽減に努めてまいりたいと考えています。

### ○今後の予定等

現在実施されている平成24年度3回目の岩国からグアム等への訓練移転(訓練期間：平成24年11月29日～12月18日)においては、普天間飛行場所属のMV-22オスプレイ3機がF A-18戦闘機の訓練移転を支援するために参加しているところですが、本訓練移転にオスプレイが参加することは、沖縄の負担軽減に資するものと考えています。

## MV-22オスプレイについて 政府主催全国都道府県知事会議における防衛大臣発言要旨

11月2日に開催された政府主催全国都道府県知事会議において、森本防衛大臣よりMV-22オスプレイについて発言がありましたので、概要をご紹介します。

- MV-22オスプレイは、我が国及び地域の安全保障に大きく貢献するものと認識。
- 一方、地域の皆様の御心配を重く受け止め、政府として安全性を確認するとともに運用面においても米側と交渉し、合同委員会合意を行ったところ。現在も、この合意に従って運用されているものと認識。政府として引き続きしっかり合意が遵守されるようフォロー。
- 当面の訓練計画としては次の通り。
  - ・沖縄における訓練として、即応性に関する所要を満たすため、伊江島補助飛行場、北部訓練場、中部訓練場などにおける訓練。
  - ・本土における訓練として、キャンプ富士、岩国飛行場等における訓練及び支援任務、並びに低空飛行訓練、空中給油訓練、後方支援任務。
  - ・海外及び本土における第3海兵機動展開部隊及び米海軍第7艦隊の活動の支援などの訓練。
  - ・その他、沖縄の基地負担軽減の観点から、日本国内の沖縄以外の場所における訓練移転を検討。この点については、今後、具体的内容が固まり次第、関係する都道府県の皆様方に御説明する考えであり、在日米軍基地の約74%が集中するなどの沖縄の負担を本土で負って頂きたいとの趣旨から、御協力をお願いしたい。
- 早ければ11月にも本土の施設に飛来し、定期的に展開する可能性あり。



# 防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策

## 基地周辺対策事業について

### 1 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律による施策

自衛隊や在日米軍が使用する飛行場、演習場などの防衛施設は、我が国の平和を守る基盤となるものであり、周辺地域の皆様のご理解とご協力を得ながら円滑に使用していく必要があります。

このため、防衛省は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号。以下「環境整備法」という。)に基づき、防衛施設の設置又は運用等によって周辺住民の方々や地域社会に影響を及ぼすことに対し、各種の施策を行い、防衛施設と周辺地域との調和を図るよう努めています。

(環境整備法による主な施策)

事 項	障害の原因及び施策の内容	対象となる施設等
<b>障害防止工事の助成</b> (法3条1項)	地方公共団体その他の者が自衛隊等の機甲車両その他重車両のひん繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施等により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、右欄に掲げる施設について必要な工事を行うときに、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するもの	①農業用施設、林業用施設又は漁業用施設 ②道路、河川又は海岸 ③防風施設、防砂施設その他の防災施設 ④水道又は下水道 ⑤その他 ・鉄道 ・テレビジョン放送の受信に係る有線電気通信を行うための共用の施設
<b>騒音防止工事の助成</b> (法3条2項)	地方公共団体その他の者が自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施等により生ずる音響で著しいものを防止し、又は軽減するため、右欄に掲げる施設について必要な工事を行うときに、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するもの	①学校教育法に規定する学校 ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校 ②医療法に規定する病院等 ・病院、診療所及び助産所 ③その他 ・学校に類する施設 専修学校、保育所、福祉型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、児童自立支援施設、身体障害者福祉センター、職業能力開発校、障害者支援施設及び障害者福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設 ・病院等に類する施設 保健所、医療型障害児入所施設、医療型児童発達支援センター、救護施設、老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム、老人介護支援センター及び母子健康センター
<b>住宅防音工事の助成</b> (法4条)	自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいと認めて防衛大臣が指定する防衛施設周辺の区域(第一種区域)に所在する住宅について、その所有者等がその障害を防止し、又は軽減するため必要な工事を行うときに、その工事に關し助成の措置を採るもの	①第一種区域の指定(告示)の際現に所在する住宅【告示前住宅】 ②第一種区域に所在する住宅(上記①を除く。)又は第一種区域と同等の障害があると認められる区域に所在する住宅のうち、別に定める区域及び期日に現に所在する住宅【特定住宅】【告示後住宅】 ※別に定める区域及び期日については、当局ホームページに掲載しております「住宅防音工事の事務手続きについて(防音工事)」をご参照ください。 《沖縄防衛局ホームページアドレス》 <a href="http://www.mod.go.jp/rdb/okinawa/">http://www.mod.go.jp/rdb/okinawa/</a>
<b>移転の補償等</b> (法5条)	第一種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域(第二種区域)に当該指定の際現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件(以下「建物等」という。)の所有者が当該建物等を第二種区域以外の区域に移転し、又は除却するときに、所有者等に対し、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償するもの(法5条1項)	○第二種区域の指定(告示)の際現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件 ※第三種区域を除く第二種区域に所在する立木竹その他土地に定着する物件(建物を除く。)にあつては、建物と一体として利用されているものに限り、 ○第二種区域に所在する土地 ※第三種区域を除く第二種区域に所在する土地にあつては、次のいずれかに該当するものに限り、 ・第二種区域の指定(告示)の際、宅地である土地 ・建物等の移転に伴い、従来利用していた目的に供することが著しく困難となる土地
<b>民生安定施設の助成</b> (法8条)	防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる場合において、地方公共団体が、その障害の緩和に資するため、生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備について必要な措置を採るときに、予算の範囲内において、その費用の一部を補助するもの	①生活環境施設 ・道路、無線放送施設、消防施設、公園・緑地、屋外運動場、水道、ごみ処理施設、し尿処理施設、老人福祉センター、学習等共用施設、公民館、体育館、コミュニティ供用施設、青年の家、保健相談センター、博物館、児童館、その他防衛大臣が指定する施設 ②事業経営の安定に寄与する施設 ・農業用施設、林業用施設、漁業用施設、その他防衛大臣が指定する施設



事 項	障害の原因及び施策の内容	対象となる施設等
<b>特定防衛施設 周辺整備調整 交付金の交付</b> (法9条)	<p>次に掲げる防衛施設のうち、その設置又は運用がその周辺地域における生活環境又はその周辺地域の開発に及ぼす影響の程度及び範囲その他の事情を考慮し、当該周辺地域を管轄する市町村がその区域内において行う公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業について特に配慮する必要があると認められる防衛施設を特定防衛施設として、また、当該市町村を特定防衛施設関連市町村として、それぞれ指定する（法9条1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 ターボジェット発動機を有する航空機の離陸又は着陸が実施される飛行場</li> <li>二 砲撃又は航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場</li> <li>三 港湾</li> <li>四 その他（大規模な弾薬庫等）</li> </ul>	<p>①公共用の施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 交通施設及び通信施設</li> <li>二 スポーツ又はレクリエーションに関する施設</li> <li>三 環境衛生施設</li> <li>四 教育文化施設</li> <li>五 医療施設</li> <li>六 社会福祉施設</li> <li>七 消防に関する施設</li> <li>八 産業の振興に寄与する施設</li> </ul> <p>②生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 防災に関する事業</li> <li>二 住民の生活の安全に関する事業</li> <li>三 通信に関する事業</li> <li>四 教育、スポーツ及び文化に関する事業</li> <li>五 医療に関する事業</li> <li>六 福祉に関する事業</li> <li>七 環境衛生に関する事業</li> <li>八 産業の振興に寄与する事業</li> <li>九 交通に関する事業</li> <li>十 良好な景観の形成に関する事業</li> <li>十一 前各号に掲げるもののほか、生活環境の改善又は開発の円滑な実施に寄与する事業で防衛大臣が定めるもの</li> </ul>
	<p>特定防衛施設関連市町村に対し、右欄に掲げる公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業を行うための費用に充てさせるため、予算の範囲内において、特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付するもの（法9条2項）</p>	

※注：事項毎に採択基準（要件）が定められており、防衛施設等との相当の因果関係がある障害又は阻害が認められる場合など、事業計画の内容を確認した上で採択されることとなります。

## 2 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法による施策

駐留軍等の再編を実現することが、我が国の平和及び安全の維持に資するとともに、我が国全体として防衛施設の近隣住民の負担を軽減する上で極めて重要であることにかんがみ、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮する必要があります。

このため、防衛省は、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号。以下「再編特措法」という。）に基づき、駐留軍等の再編による負担を受け入れていただいた市町村に対し、再編交付金を交付し、当該再編の円滑な実施に資するよう努めています。

（再編特措法による主な施策）

事 項	障害の原因及び施策の内容	対象となる事業	
<b>再編交付金の 交付</b> (法6条)	<p>駐留軍等の再編に当たり、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当し、又は該当すると見込まれる防衛施設であって、当該事由によるその周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められるものを再編関連特定防衛施設として指定する（法4条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 駐留軍等の再編として、駐留軍若しくは自衛隊の部隊若しくは機関の編成が変更され、又はそれらが新たに配備されること</li> <li>二 駐留軍等の再編として、他の防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関が訓練のために新たに使用すること</li> </ul>	<p>○再編関連特別事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 住民に対する広報に関する事業</li> <li>二 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第3項に規定する国民の保護のための措置に関する事業</li> <li>三 防災に関する事業</li> <li>四 住民の生活の安全の向上に関する事業</li> <li>五 情報通信の高度化に関する事業</li> <li>六 教育、スポーツ及び文化の振興に関する事業</li> <li>七 福祉の増進及び医療の確保に関する事業</li> <li>八 環境衛生の向上に関する事業</li> <li>九 交通の発達及び改善に関する事業</li> <li>十 公園及び緑地の整備に関する事業</li> <li>十一 環境の保全に関する事業</li> <li>十二 良好な景観の形成に関する事業</li> <li>十三 企業の育成及び発展並びにその経営の向上を図る事業</li> <li>十四 前各号に掲げるもののほか、生活環境の整備に関する事業で防衛大臣が定めて告示するもの</li> </ul>	
	<p>再編関連特定防衛施設の周辺地域をその区域とする市町村について、当該周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該市町村において再編関連特別事業（公共用の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業）を行うことが当該再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要であると認めるときは、当該市町村を再編関連特定周辺市町村として指定する（法5条）</p>		
	<p>予算の範囲内において、駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗状況及びその実施から経過した期間に応じ、再編関連特定周辺市町村に対し、右欄に掲げる再編関連特別事業に係る経費に充てるため、再編交付金を交付するもの（法6条）</p>		

★ 当局は、関係地方公共団体等からの依頼を受け、基地周辺対策事業関係各課の担当者を派遣し、関係法令に基づく各種事業の採択要件などについて、県内の補助事業実績等の事例を交えて説明を行っております。

当局としましては、今後とも、関係地方公共団体等から基地周辺対策事業に関する研修会開催の依頼があれば、積極的に対応してまいりたいと考えております。

## 一般競争・総合評価入札方式の勉強会について

去る10月26日、名護市港区公民館において沖縄防衛局の一般競争・総合評価入札方式にかかる勉強会が開催されました。

当局は、北部地域振興協議会からの要請を受け、高木調達部長ほか調達部各課及び総務部契約課の担当者が説明者として勉強会に出席しました。

冒頭、高木調達部長は、沖縄防衛局が発注する建設工事の入札・契約方式については、平成19年度から原則一般競争入札となり、また平成20年度からは価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価入札方式が導入されていることに触れ、入札に参加するために必要な書類の作成について、本日の勉強会を活用して理解を深めて頂き、是非多くの企業の皆様が入札に参加して頂けることに期待していますと挨拶しました。

続いて、協議会の岸本副会長は、北部地域の企業が沖縄防衛局発注の工事受注に向けて今回の勉強会は非常に有意義であり、これを機会に北部地域の企業が局発注の多くの工事を受注出来るよう頑張ってもらいたいと挨拶しました。

勉強会では、今石契約課長から沖縄防衛局調達部が発注する建設工事の入札制度全般について説明、また、契約課、建築課、土木課、設備課の各担当者から総合評価方式での入札参加における技術資料等作成に当たっての注意事項等について説明しました。

当日は約60名の会員の皆様に参加、説明後には活発な質疑等もあり関心の高さが感じられるものとなりました。

当局としましては、今後とも関係団体等からのご要望がありましたら、出来るだけこのような機会を設け、説明させて頂きたいと考えています。県内建設業の皆様には、これからも当局工事への積極的な入札参加に期待しております。



勉強会の様子

## 2012 Kadena Special Olympics (2012年嘉手納スペシャルオリンピックス大会)

11月17日、米空軍嘉手納基地内において、2012年嘉手納スペシャルオリンピックス大会が開催されました。本大会は障がい者がスポーツ、芸術等を通じ地域社会へ参加する貴重な体験をする場となっており、今回で13回目を迎えることとなりました。

本大会は基地内に勤務する従業員及び嘉手納外語学校の通訳や大会を運営する米軍関係者ら多数のボランティアの支援を受け実施されています。

当日は第18航空団司令官のモロイ准将の開会挨拶に始まり、30m走、グランドゴルフ、車いすソフトボール投げや車いす50m走等の競技の実施や、各種ブースにおいてはアートショー等の催しや参加者の絵の展示などが行われて、元相撲力士の小錦さんの参加もありました。

また、東門沖縄市長、當山嘉手納町長、野国北谷町長らも観覧され、武田沖縄防衛局長も同席しました。

なお、大会に先立ち11月10日には北谷町内でボウリング大会も実施されています。





## 那覇防衛事務所だより



那覇防衛事務所は、平成20年4月1日に沖縄防衛局（以下「本局」という。）の嘉手納町への移転に伴い、同日付で那覇市泊（崇元寺通り）の第一福琉ビル八階に新たに設置されました。

組織は、所長以下6名の職員で構成され、管轄区域は、那覇市以南の4市（那覇市、豊見城市、糸満市、南城市）、島尻郡の伊平屋村及び伊是名村を除く4町（南風原町、与那原町、八重瀬町、久米島町）、6村（粟国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、南大東村、北大東村）となっております。

本事務所は、南部地域に所在する防衛施設の設置・運用等から生じる諸問題について、迅速かつ的確に対応するため、また、関係行政機関等との連絡、調整及び地域住民の相談窓口として設置され現在に至っております。

本事務所の特徴の一つとして県都那覇市に所在し、来客者等が多いことから丁寧な接遇を常に心がけており、所掌業務として本局各課・室からの業務支援依頼を受け、本局業務の円滑な処理に寄与するとともに、管轄区域内の関係行政機関等との信頼関係の構築に努めているところであります。この1年を振り返り、主にどのような業務支援等を行ったかについて紹介します。

- ①防衛行政に係る広報業務の一環として、本事務所の管轄区域である各自治体等へ「平成24年版日本の防衛」（防衛白書）の配布及び説明に係る業務支援を行いました。
  - ②自衛隊の活動等について国民の皆様の一層のご理解に資することを目的とした防衛セミナーの開催（第15回～第18回）に伴うポスターの掲示及び撤去（南部地域の64カ所の掲示板を使用）を行いました。
  - ③「MV-22オスプレイの沖縄配備及び日本での運用に関する環境レビュー2012年4月」等のパンフレットを関係機関等へ配布するとともに、那覇市街地上空におけるオスプレイの飛行状況等の確認等を行い、その都度、本局へ報告しました。
  - ④防衛大臣等来沖時における資料等の宿泊先や視察先への送達、担当者打合せ、報告に係る会議室の使用及び随行者等への車両支援を行いました。
  - ⑤本事務所に寄せられた航空機騒音等の苦情内容について、その都度、本局へ報告しました。また、防衛施設周辺対策事業に係る一般住民からの問い合わせについて、本局へ連絡し、担当者を紹介しました。
- 今後とも、所長をはじめ所員一同、事務所としての使命を常に認識した上で、その機能を最大限に発揮することにより、管轄区域内の関係行政機関等から信頼される事務所を目指してまいります。
- これからも那覇防衛事務所をよろしくお願いいたします。

## 平成24年度在日米軍従業員永年勤続者表彰式

11月7日、防衛省及び在日米軍の共催により、沖縄県内の米軍基地に勤務する在日米軍従業員の永年勤続表彰式が、宜野湾市内にあるラグナガーデンホテルで行われました。

今年度の永年勤続表彰式典は、当初、10月18日に予定されていましたが、台風21号の影響により同日に延期され、主催者の国からは武田沖縄防衛局長らが、在日米軍からは沖縄地域調整官のグラック二世中将らが出席し、来賓として沖縄県知事代理吉川商工労働部参事監、喜納沖縄県議会議長、マグルビー在沖縄米国総領事、全駐労沖縄地区本部執行委員長代理稲嶺副執行委員長の皆様が出席されました。

沖縄県内の米軍基地に勤務する在日米軍従業員数は約9,100名で、本年度は、勤続年数10年、20年、30年、及び40年を迎えた947名が表彰を受けました。

表彰式典では、主催者を代表して武田沖縄防衛局長及びグラック二世中将から式辞があり、武田沖縄防衛局長は「表彰を受けられる皆様方は、沖縄県に所在する米軍施設に長年にわたり勤務され、それぞれの立場で職責を立派に全うしてこられました。皆様の職務は、日米同盟の体制維持に極めて重要な役割を果たしている在日米軍の円滑かつ効率的な運用に欠くことのできないものであることは申すまでもございません。皆様の日頃の御努力に対し、心から敬意を表するものであります。」と述べました。

続いて、武田沖縄防衛局長から各軍等それぞれの受賞者の代表者（陸軍：恩河綾子氏ほか98名、海軍：大城政信氏ほか47名、空軍：金城孝仁氏ほか293名、海兵隊：比嘉盛雄氏ほか410名、AAFS：金城智巳氏ほか94名）へ表彰状が授与され、各軍司令官等から記念品が贈呈されました。その後、来賓の方々からご祝辞をいただき、受賞者代表による謝辞が述べられました。

今回の表彰式典の円滑な実施に尽力頂きました各軍等並びに労務管理機構の皆様方に心より感謝申し上げます。



ハイサイくん

「はいさい」に対する皆様のご意見・ご感想などがありましたらお聞かせください。  
 連絡先：沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9 沖縄防衛局総務部報道室  
 メールアドレス：houdou@okinawa.rdb.mod.go.jp